

建設水道常任委員会

平成27年12月8日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○木澤 正男	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	井上 卓也
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
課 長 補 佐	関口 修	上下水道部長	谷口 裕司
上水道課長補佐	扇田 一弘	上水道課長補佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小村委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小村委員、井上委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、（1）議案第58号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、議案第58号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課
長

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,331万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ14億5,331万8千円とするものでございます。

それでは、補正内容につきましてご説明申しあげます。補正予算書の予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。

最初に、歳入予算の補正でございます

第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で6,331万8千円を追加し、5億6,917万円に増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、今回の歳出の補正に伴う財源でございます。

次に、歳出予算の補正でございます。6ページをお願いいたします。

第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費では、人事異動に伴い836万1千円の減額補正でございます。

第2目施設管理費では、汚水量の増に伴い、奈良県浄化センターに支払います処理費用の増として168万円の増額補正でございます。

第2項 下水道新設改良費では、人事異動に伴い568万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第3款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金で5,415万7千円の増額補正、第3目 公債諸費で1,016万2千円の増額補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、平成27年度奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業によるものでございます。

この制度は、市町村の一般会計から地方公営企業の特別会計に対して支出する繰出金におきまして、奈良県から補助及び貸し付けを行い、高金利の地方債の繰上償還を促し、市町村の健全な財政運営を資することを目的とした事業でございます。

この制度の対象は、年利率5%以上かつ残る償還期間が5年以上の要件を満たした町債が対象となり、対象となる町債の繰上償還に対し、元金は全額無利子での貸し付けとなり、繰上償還に係る補償金に対しましては、半分を県からの補助金、半分を県からの無利子貸し付けとすることが可能です。

本町では、貸付日平成4年5月分が、利率5.5%、最終償還年が6年後の平成33年度、貸付金額が1億4,470万円の町債が支援事業の対象となります。

この町債の元金償還の残額は5,415万7千円となり、5,410万円を県からの無利子貸し付け、残り5万7千円は通常の一般会計からの繰入金として繰上償還いたします。

また、繰上償還に伴い、利子償還金相当額の補償金が必要となりますことから、その額1,016万2千円に対しましては、県の補助金500万円、県からの無利子貸し付け500万円、残り16万2千円を通常の一般会計からの繰入金により繰上償還に伴う補償金を支出いたします。

なお、県の貸付金及び補助金につきましては町の一般会計で受領することから、公共下水道特別会計へは繰入金として増額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただき、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

(補正予算書 朗読)

下水道課長 以上、議案第58号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 7ページの繰上償還のところですね、これはこれでやっていただいたほうが得になると思うので別にいいと思うんですけども、参考までに、しない場合と、した場合と、返済までにどれぐらいの金額の差が出てくるのでしょうか。

下水道課長 繰上償還につきましてはのメリットでございますけども、当初の償還額は元金償還が5,415万6,723円と、利子償還分を含めまして1,016万1,129円の合計6,431万7,852円をこれから

順次償還していくというお金になるんですけども、この繰上償還をいたしますと、元金は5,910万円、端数が37万8,980円ですけども、合計といたしまして5,947万8,981円を返す、これから返していくこととなりますので、483万8,871円、約500万円が町としてはメリット、減額となっているということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 836万1千円というのは何か、職員さんの人事異動に伴う減や言わはったけど、数が減ったわけではない、職員数。

下水道課長 係長が異動いたしまして、そのかわり係員が1人来ていますので、人数としては減にはなっておりません。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(2) 議案第61号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 それでは、議案第61号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算
(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長 それでは、補正予算書の実施計画によりご説明を進めさせていただきます。

まず、補正予算書の3ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用で4月の人事異動による人件費関係で73万5千円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳といたしまして、第1目 原水及び浄水費で40万5千円の増額、第2目 配水及び給水費で514万3千円の減額、第4目 総係費で400万3千円の増額でございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長 以上、議案第61号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第62号 流域貯留浸透事業(東町池) 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄建設課長。

建設課長

それでは、議案第62号 流域貯留浸透事業(東町池) 工事請負契約の締結につきまして、ご説明をいたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

建設課長

続いて、2枚目でございます。

(議案書朗読)

建設課長

議案書の3枚目は、本工事の位置図でございます。工事場所は、龍田南4丁目地内の東町池でございます。

本議案は、工事請負契約につきまして、予定価格が5,000万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方及び契約金額につきましては、去る11月13日に指名

競争入札を行いまして、落札者株式会社中谷組、落札金額8,920万8千円で、落札率は90.0%となっております。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料1をごらんいただけますでしょうか。工事の概要でございます。

市街化の進展あるいは近年の著しい集中豪雨等によりまして、雨水の河川への流出量が増大し、三代川下流域におきましては、農地や道路の冠水等が年に数回の頻度で発生をしております。本工事は、このような中、龍田南4丁目地内の東町池において、ため池を治水利用し、河道への急激な雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減を図るものでございます。

その工事の内容でございますが、池底の掘削等によりまして治水容量を確保いたしますとともに、張ブロック等堤体の補強をまいります。また、貯留した雨水を序々に排水するためのオリフィスを設置いたしますとともに、農業用水のための取水孔の設置、また、これらゲート操作のための排水塔の設置などを行うものでございます。今回の整備工事による東町池の治水のための貯留量は、約4,900立方メートルでございます。

工事期間につきましては、議会の議決後350日間とし、平成27年12月17日から平成28年11月30日までを予定しております。

以上、議案第62号 流域貯留浸透事業（東町池）工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。 小林委員。

小林委員 事業費の関係で教えていただきたいんですけども、当初予算のとおり町の一般会計からの予算というのは数百万円がいいのかと、また、どのような地方債を活用されるのかについて。

それとですね、今後、このようにですね、整備していかなければいけ

ない溜池って、斑鳩町って溜池いっぱいあると思うんですけども、その中でどれぐらいの溜池をこのように整備していかなければいけないのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。数について。

建設課長　　まず、事業費の関係でございます。今回の工事につきましては、2か年の継続事業として予算を計上させていただいております。平成27年度が、今年度が3,500万円、来年度が6,500万円ということで、合計1億円の予算計上をさせていただいております。

　　続きまして、財源のほうでございますけれども、補助金といたしまして、国のほうの社会資本整備総合交付金、防災安全社会資本整備交付金でございますけれども、こちらのほうが補助率3分の1となっております。また、県のほうの補助金でございますけれども、大和川流域総合対策事業補助金といたしまして、翌年度に事業費の8%を受け入れる予定としております。地方債の関係につきましては、すみません、確認のほう、させていただきます。

　　それとあと、今後の関係でございますけれども、昨年度にですね、この今回の工事の東町池と、西側の平太池、この2つの測量設計をさせていただいております。来年度に東町池の工事が終わりましたならば、続いて平太池のほうを、町の財源等の関係もでございますけれども、平太池について整備をさせていただきたい、このように思っております。

　　なお、設計上の工事見込み額でございますけれども、おおむね8,000万円、平太池に関しましては8,000万円というふうに見込んでいるところでございます。

　　なお、最後に、平太池以降の整備の関係でございますけれども、町の財源、財政の状況、あるいは町内の、今現在、県のほうで内水対策等々の検討もされているところでございますので、そのあたりも踏まえながら整備をどうしていくかということは検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

委員長

池田副町長。

副町長

今、本庄課長、補助金説明いたしました。起債につきましては、その起債について、今、総合交付金のその裏については、全部起債つきま
す。ほとんど起債つきます。この起債につきましても、交付税算入がご
ざいます。今、交付税算入、年々落ちてきていますが、その交付金
によって、50から、大体70%、今、公共下水は70かな。交付税算
入は70に落ちてきているやろ。もう40なっている。交付税算入があ
ります。約50%ございますので。そういう感じで。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ご
ざいませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、当委員会として満場一致で可決す
べきものと決しました。

次に、(4)議案第63号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造
工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課

それでは、議案第63号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工

長 事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。
まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

下水道課 続きまして、2枚目でございます。
長

(議案書朗読)

下水道課 次に、3枚目をごらんください。工事位置図でございます。

長 龍田西2丁目地内の路線で、北側の路線がチサンマンション斑鳩2番館北側で、施工延長172.8メートルでございます。南側の路線がチサンマンション斑鳩5番館南側で、施工延長97.4メートル。施工総延長が約270メートルでございます。

本議案は、平成27年6月15日に指名競争入札を行い、落札者が株式会社二隆建設、落札率89.9%の4,244万4,000円で工事請負契約を締結し、進めております3工区-2工事につきまして、変更契約に伴う予定価格が5,000万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

次に、資料2をごらんください。位置図によりまして工事変更概要を説明させていただきます。

施工予定路線の北側工区につきましては、下水道管の埋設深さが、No1、No3は約3.5メートル、No3からNo4は約3メートルから3.5メートルと深く、また、その深さの土質を、土質調査箇所②から④の結果から粘性土と確認いたしましたことから、No1からNo4までの区間につきましては、塩化ビニル管を使った圧入工工程推進工法による工事を予定しておりました。

工事に着手し、No3からNo2方向へ推進工事を始めましたところ、途中、支障物により推進管が進まなくなり、その箇所を道路上から

掘削し、支障物を確認いたしましたところ、直径4、50センチの石が支障となっておりました。石を撤去し、進めましたところ、1メートルほど先で再度石に当たり止まりましたことから、複数の転石箇所があると判断し、施工業者とも協議を行う中で、塩化ビニル管による推進工法から石等の障害物を掘進機械が破碎できる推進用鉄筋コンクリート管を使用しました推進工法の小口径泥水推進工法に変更することといたしました。

このことから、工事請負金額につきましては、全路線の完成に向けて、4,244万4,000円から2,023万8,120円を増額し、6,268万2,120円とするものでございます。また、工事期間につきましては、平成27年6月19日から215日間の平成28年1月19日から59日間を延期し、平成28年3月18日までの274日間に変更するものでございます。

以上で、議案第63号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 これ、課長、4から進んでいってるの。4から3、2、1って行ってるの。

下水道課長 当初はNo3からNo2の方向に推進を始め、一番先に着手したということでございます。その途中で、印で×で打っているところで石を発見したということでございます。

中川委員 それなら、4から3は入っていないの、まだ。

下水道課長 はい。No4からNo3の区間につきましては、一番最後にする施工の順序で進めているところでございます。

中川委員 ナンバーの書き方もややこしいけど、ほんだら3から4、塩化ビニルで、また変更後も塩化ビニルやねんけど、これ、出てけえへんっていう確信あるのかな。

下水道課 今ですね、下流。ちょっとすみません、ナンバーのつけ方なんですけども、下流をNo1としてわかりやすくしたつもりなんですけど、申しわけございません、ちょっと。それで、No1とNo2、No3、No4につきましては、立杭ですね、縦穴を先にまずは掘り進めまして、そこから、縦穴から推進工事を進めていくという順序になっていますので、No3とNo4につきましては、ほぼ、粘性土っていう、縦穴を掘ったときの土質を確認いたしておりますので、そのときには大丈夫やということで確信いたしております。

また、No2、No1のときにつきましては、転石は出てこなかったものの、礫は土質調査で確認いたしておりますけども、礫の大きさがですね、それほど大きくないということで、当初、塩ビ管推進で計画いたしましたものでございます。

中川委員 今、立杭、No3とNo4の立杭掘ったときには粘土質やから大丈夫や言わはってんけど、それなら、これ、2と3の立杭掘ったときも大丈夫やってんやろ、進めているということは。

下水道課 委員のおっしゃるとおり、立杭では石は出てこなかったという状況でございます。

中川委員 いや、せやから、3から4の間も、立杭では出ていないけど、また出る可能性もあるということやんな、これ。

下水道課 可能性としては、今後出てくる可能性はあるんですけども、そのときには、No3とNo4は土の管の深さが若干浅いこともあって、そのと

きには、最悪ですね、上から掘ってその石を撤去するという方法も残して、考えているところでございますけども、一応、施工業者と協議をする中では、N o 3からN o 4は大丈夫やろうということで進めていく予定でございます。

中川委員 なるべく、入札終わったあとに、こんなの、設計変更するいうのもいかなものかっていうのもありますし、それで、何のために土質調査してくれてはるのかないうのもあるし。これ、土質調査のN o 5は、これ、県道敷で調査してはるのかな。

下水道課長 N o 5につきましては、今回の調査ではボーリングしたものではございませんでして、当初、主要な幹線のとくに、ここの県道敷のところではボーリング調査した結果に基づいて、それを参考にしているものでございます。

中川委員 そうしたらね、何でこのN o 3を、この下水道の整備するところから離れたところやなしに、この近いところでしてもうておけば、そのときに確認できてあった可能性もあるわね。道路でできるねやったらね。5番は道路上でもうていますやん。それなら、N o 3かてこんな離れたところで調査しやんと、もっと道路際でもうたら、この石、確認できた可能性ありますよね。やっぱりそういうところを調べて調査してもらわな、これ、無意味やからね。

下水道課長 委員のおっしゃるとおり、道路上に近いところでボーリングの調査をなるべく調整しているんですけども、道路上では交通規制等もあって、ボーリングのがたいを置くことができませんので、なるべく近いところでは探しているつもりでございます。そして、N o 5につきましては、これ、主要な幹線のとくに、工事のときにボーリングをしたもので、通行規制がちょっとやりやすかったということもありまして、極力、これから後は道路に近い部分で調査をするような方向でも進めていきたい

とは考えておるところでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回こうして途中で設計変更になって、補正を組んだ後にまた工事再開されるというふうに思うんですけども、なんか聞いていると、あそこでもう既に作業をやっているよっていうの聞くんですけども、これ、今、せやから、もともとの塩ビ管の施工としては止まっていて、まだ新しい工法での作業は着手はされていないっていうふうに理解していいんですよね。

下水道課長 今回の工事で、当初の請負金額4,244万4,000円の範囲内で今現在工事を進めているところでございます、下流から工事をしていくということで進めておりまして、No3、No2、No1の今の推進工事につきましては、今現在、契約の範囲内で進めているところでございます。南側の路線につきましては、今後、議決をいただいた後に進めるということで、今、待機しているところでございます。

木澤委員 ごめんなさい、南側路線って、これ、示してもうている、2つありますよね。今おっしゃったの、南側ってこっちのほうですか。ちょっとよくわからないんですけど。

下水道課長 すみません、南側路線、チサンマンション5番館の南側に赤線を引っ張っている、南側路線につきましては、工事に着手せずに。

(「違う、下や。下が南や。だから下の赤線を待機中やねん、議決もらうまで。」と呼ぶ者あり)

木澤委員 今だから、ここで石が出てきて、この工法を変えるのに補正予算組もうとしていると。今、待機しているのはこっちやって言われました

よね。じゃあ、こっちは工事が進んでいるんですかね。

下水道課長 北側の、今、石が出てきているこの工法につきましては、4, 244万4, 000円の範囲内で進められる路線でございますので、工事は進めさせていただいてはいますが、そこでもう契約金額いっぱいまで工事をしてしまうこととなりますので、今後、南側の路線等に着手することができないということでございます。

(「せやから、工法はもう変えてしまうということ。その4千何ぼの金額の分だけ、今。」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第63号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2番として、継続審査であります(1)都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

①として、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、前回の委員会以降、特に報告させていただき事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
よろしいですか。中川委員。

中川委員 同僚議員の一般質問にありましたけど、駅前の歩道整備の東側が完成していて、西側の、町長との覚書、1件でも反対があれば進めないという、ということは、もう可能性としてはゼロということであらうのかな。歩道はできないということ。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご質問いただきました件でございますけれども、沿道の関係地権者の皆さま方から、全員の合意をもって進めてほしいと、もうそれでないと進めるなといったことがございまして、そのご要請に応えるといいますか、応じています。

全く、今の現状です、進まないということではなしにですね、今後、また地域の事情等変わることがありましたらですね、当然我々斑鳩町としては、両側歩道という計画につきましては、今、消しているわけでもございませんので、全く今後しないということではございません。

委員長 ちょっとよろしいですか。今、2番の話。まあよろしいですけど。

(「都市計画道路ちゃうもんな。まあええやん、もうついでや。」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですよ。 中川委員。

中川委員 町としては白紙にしていけないけど、まあ言うたら医院もあるし、今、マンション建てはるところもあるし、それ、協力もらわれへんいうことは、もう永遠にでけへんいうことで理解しておかなしゃあないねやろ。

都市建設
部長 おっしゃっていただきますように、協力いただけない状況の中ではやっぱり実施はできないという状況であるのは確かでございます。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
次に、②として、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長 ② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 もともと、北側の東側の歩道をつくるという計画があって、当時も説明受けたと思うんですけども、西側も歩道をつけるというふうになった経緯っていうのをちょっと教えてもらえますかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設
部長 委員ご指摘いただいておりますとおり、当初、一番当初ですね、東側一方に確保して歩道設置していこうということでございました。そうした中で、進む中で、当委員会の委員の方々もご審議いただく中でですね、

やはり両側必要ではないかといったご意見等もいただきながらですね、その中で、町として両側を拡幅していこうというふうになったということと認識しております。

木澤委員 お話聞くと、もともと西側は、あそこの建物建てはる人、角ですね、医院さんが、こっち側は歩道をつくらないということを確認してあそこに医院をされたというふうに聞いていて、ここの委員会でも、じゃあ西側の歩道の計画しましょうよというときにその話言うてくれはったらまた違ったのかもしれませんが、そういうふうになっているって我々わからないから審議していたと思うんですよね。やっぱりそういうところはきちっと確認しもっていかないと、計画はつくったけども実際はそういう状況になっていて、逆に住民さんともめてしまうというようなことになったら、やっぱりそれは町としてもまずいし、我々審議していても、何しているのかなと、住民さんに逆に言われてしまいますので、そういうことはきちっとやっぱり計画していく中で、経緯としてね、報告もしていただくべきですし、やっぱりそういうところを詰めた後にどうするかという結論を出していくべきだと思いますので、今回、一般質問されていて、そういう経過なのかなというのがわかりましたけども、その辺については、当時、町としてはどういうつもりでいてはったんでしょうね。

都市建設
部長 当時ですね、どう言いますか、東側へ拡幅して歩道を設置するという
ことでスタート、先ほど申しあげましたようにスタートしたわけですが
れども、その段階でもですね、各それぞれ、大勢の地権者の方々おいで
になります。その各地権者の方々との交渉、協議内容につきましてです
ね、事業の途中であまり明らかにするといったことにつきましては、ま
たそれはそれでですね、事業の進捗に支障が出てくるという可能性等も
ございます中でですね、やはり公表させていただける内容、あるいはそ
うでない内容等々、いろいろございますので、そこら辺はですね、我々
として十分勘案しながらですね、報告を申しあげるなりですね、という

ことを対応していく必要があるんじゃないかというふうに、当時もそういうことですね、考えていたかと思います。

木澤委員　そうすると、例えば、何て言うのかな、書面で交わしていない段階でしたら報告しづらいとか、そういうのはあるかと思うんですけども、言っている覚書を交わしたっていうのはいつの段階の話なんですかね。計画をつくってから、西側の歩道も整備しますよと言うてから覚書を交わしたのか、東側の歩道を整備していて、もうその段階で、西側の計画ができる前にもう覚書が交わされていたのかどうか、それはどうなんですか。

都市建設部長　その覚書の時期につきましては、当然、西側にも歩道の計画がですね、されるということがわかったということの中でですね、そういった沿道の地権者の方々からのご意見、ご要望等をいただいておりますので、その後ということでご理解いただけたらと思います。

木澤委員　個人さんとの話の中で報告できるものとできないものがあるかもしれませんが、例えばもうその覚書ってなくなってしまっているんですから、それはもうきちっとした約束ですのでね、やっぱりそういう状況があるっていうことは報告していただくべきかなというふうに思いましたので、今言うても今更の話になりますけども、それね、やっぱり今後については、その辺も注意していただいて審議していきたいと思しますので、お願いしておきます。

委員長　ほか、ございませんか。　小林委員。

小林委員　今のに関連しまして、東側歩道の南側の新しくできたアンテナショップの向い側ですよ、その後の広場の計画というのは、この前ご説明いただいた後、どのようになっているのか、教えていただきたいと思します。

委員長 本庄建設課長。

建設課長 現在、随意契約の範囲内で工事の見積りのほう、業者さんのほうに徴収して、お願いをしております、それが出てまいりましたら契約をさせていただいて、広場のほうの舗装の工事のほう進めさせていただきたい、このように考えております。

小林委員 もう今の時点で、近隣の住民さんのほうにはご了解を得ているというか、たまり場になるという可能性もなきにしもあらずですので、どういふふうにご説明されて、それで納得いただいているのかを確認させていただきたいと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 近隣、隣接の方も当然おいでになるわけですが、この方々につきましてはですね、今後、調整を、お願いを含めてですね、させていただくといったこととなります。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、3番として、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長

それでは、1番目の議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。この条例のうち、本委員会の所管に係る条例の改正等につきまして報告申しあげるものでございます。それでは、議案の末尾の条例要旨をごらんいただきたいと思います。

要旨の、まず1の主な改正内容でございます。

(1)の斑鳩町行政組織条例の一部改正でございます。この条例には、部の名称と所掌事務を規定しておりますが、文章の2行目でございます、上下水道部を廃止し、その分掌事務を都市建設部に編入し、都市建設部の分掌事務の一部を総務部に編入することといたします。

次に、(2)の斑鳩町議会委員会条例の一部改正でございます。文章の2行目の終わりからでございますが、建設水道常任委員会の所管を「都市建設部及び上下水道部の所管に関する事務」から「都市建設部の所管に関する事務」に改めるものでございます。

次に、裏面でございます。次のページでございます。(11)斑鳩町河川管理条例の一部改正でございます。準用河川の台帳の保管担当課の名称を改めるものでございます。

最後に、(12)斑鳩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。水道事業の管理者の権限を有する町長の事務を処理する部の名称を改めるものでございます。

2番として、施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上、議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、本委員会の所管に係るものの報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

今回、こういうふうには機構改革されるということで、名称等の変更についてはさておいて、1つは、上下水道部を廃止して、都市建設部です

かね、に、言うたら統合するような形になりますけども、こういうふうに変えられる理由っていうんですかね、と、体制的にはどうなるのかっていうのを確認しておきたいと思うんですけども。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、2部を1つにといいますのは、その課、もともとの都市建設部につきましては、今度、2課になります、2課に。上下水道部は、2課です。合計、足して、4課になります。2課で部というのは、やっぱりちょっと少ない、ほかの部との兼ね合いからして少ないということで、1部にさせていただきました、組織としては。

人数的には、今ある課がそのまま生きてきますので、どういう意味で質問されたかわかりませんが、組織的には変わらないということになってまいります。

ただ、今、上水道課につきましては、上下水道部長が兼務いたしておりますけども、やはり今度は兼務はやはり非常に難しい面がありますので、上下水道課においては、当然課長を配置していくべきだと考えております。

木澤委員 私ちょっと思っていたのは、下水道も一定進んできて、何て言うのかな、ちょっと縮小するようなイメージあったんですけども、そういうわけではないということですね。

副町長 その縮小は考えておりません。まだまだ下水道は進んでおりませんので。まだ整備率がまだまだ奈良県下でも低いほうになっておりますので、この状態でいかせていただきます。

木澤委員 わかりました。

それともう1つ、今回、まちづくり推進係のほうですかね、に、観光とか、商工の関係も移されますけども、今実際その担当の課の中です

ね、どういう業務があつて、それについては、移ることで何か弊害がないのかなというふうに心配するんですけども。

副町長

ちょっと質問の趣旨、全て理解しておりませんが、どういう業務かといいますのは、今、観光商工係というのは、観光に関する事、それと商工の振興に関する事をやっております。

今後につきましては、地方創生の中でも、やはりまちづくり、活性化というのは町全体でやっていこうということで、今、総務部のまちづくり政策課のほうで、観光もまちづくりであると。商工もまちづくり。それで、いろいろな意味で、例えばもう町全体の総合施策の、計画部門と実行部門ありますね。町全体のまちづくりの活性化を1つの課にまとめようと。それで、今後の地方創生に対応していきたいと、また、少子高齢化社会に対応していきたいと、このように考えて、こちらへ移らせていただいて、より充実した施策を一体的に進めたいということでございます。

木澤委員

そういうことなんでしょうけども、今ある観光産業課の中で、例えば連携しているものとか、農業との関係とかでは支障はないのかなとちょっと心配になっているんですけども。

副町長

今まででも観光と農業、やっておりますけども、部がわかれたところで、事業するについては、そんな支障はございません。今まででも、ほかの部におきましてもいろいろ連携して事業はいたしておりますので。役場として事業実施しますので、それはもう職員同士、連携を密にやっていきたいと考えております。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、次に、（２）として、議案第５６号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）について、理事者の報告を求めます。

藤川都市建設部長。

都市建設部長 （２）議案第５６号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）のうち、当委員会所管に関することにつきまして、一括して説明を申しあげたいと思います。

まず、議案書の１２ページをごらんいただきたいと思います。

議案書の１２ページ、歳入でございますけれども、第１５款 県支出金、第２項県補助金では、第６目 土木費県補助金で、市町村公営企業財政健全化支援事業補助金といたしまして、県が新たに補助金を交付することとなり、５００万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、１３ページ、第２１款 町債、第１項 町債、第２目 土木債では、公的資金借換債公共下水道事業分といたしまして５，９１０万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、２１ページをお願いいたしたいと思います。歳出でございます。

まず、第５款 農林水産業費、第１項 農業費、第１目 農業総務費では、人事異動の影響などによりまして、人件費の補正として９万６千円減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、２２ページでございます。第６款 商工費、第１項 商工費、第１目 商工総務費では、人事異動の影響などによりまして、人件費の補正として３１万６千円の増額を、次に、第７款 土木費、第１項 土木管理費、第１目 土木総務費では、人事異動の影響などによりまして、人件費の補正として５８万９千円の増額をお願いするものでございます。

次に、２３ページ、第４項 都市計画費、第１目 都市計画総務費では、これも人事異動の影響などによりまして、人件費の補正として４６万１千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2目 公共下水道費では、公共下水道事業への繰出金といたしまして6,331万8千円の増額をお願いをしているところでございます。

以上が、議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についての説明でございます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(3) 農業委員の選出方法の変更について、理事者の報告を求めます。 井上観光産業課長。

観光産業課長 それでは、各課報告事項(3)の農業委員の選出方法の変更について、報告させていただきます。

農業委員会等に関する法律の改正が行われまして、改正法では、平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日に施行されることになっております。

この改正に伴いまして、これまで農業委員の選出方法につきましては、公職選挙法に基づく公選制でありましたが、この公選制が廃止されまして、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に移行することになりました。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 私、議会から農業委員会へ選出させていただいています。私が聞くのもおかしいけど、今の委員さんの任期はいつまでですやろ。

観光産業課長 平成29年の7月19日までの任期となっております。

中川委員 それなら、議会としてはいつも6月議会の初日の全協で選出していたんですけど、来年の6月、例えば議会に変更しようと思っても、委員はかわれへんのか、かわれるのか。

観光産業課長 委員さんにつきましては、そのまま継続していただくということになります。

中川委員 中川から中西にかわるというのは不可能やいうことでええのかな。

観光産業課長 委員長 そうですね。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 町長の任命ということは、町長が誰々さんって決めていきまんのか。それとも地域からあげてきてもうた人を町長が任命しまんのか。

観光産業課長 一応、任命の流れということなんですけれども、一応、市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体、農業委員に、候補の推薦を求めます。また、公募も実施し、その情報を公表し、推薦、公募の結果を尊重して選任議案を作成し、市町村議会の同意を得たあと市町村長が任命すると、そういう流れになってまいります。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ほかに、理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。
本庄建設課長。

建設課長

建設課のほうより、県事業の工事発注状況につきまして、前回、11月の当委員会以降の状況について、ご説明、ご報告をさせていただきます。

初めに、天理斑鳩線の整備でございます。前回ご報告いたしました2工区のうち、未契約でございました阿波神社前の町道320号線との交差点付近から東洋シールまでの区間につきまして、生駒市の株式会社安田工務店と、11月26日付けで契約が締結されております。工事期間は、同日、11月26日から平成28年4月28日までとなっております。

次に、高安地区における富雄川の暫定改修工事についてでございます。前回の委員会でご報告させていただきましたとおり、富雄川河川改修につきましては、西安堵井堰付近の工事に今年度から着手されております。平成12年の溢水以降、その対策につきまして、地元から強い要望がある中で、本格的な河川改修に先立って、高安地区にある茶の前井堰付近の両側の護岸に矢板を設置し、一部掘削することにより、暫定的に河川断面を拡大する工事が行われるものでございます。今年度は矢板の設置工事、来年度には掘削工事を行う予定とされておりました、今般、11月27日に入札公告がなされまして、右岸側の工事延長91メートルと左岸側の85メートルの2工区に分けて工事が予定されております。

工事期間は、両工事とも12月25日から、来年、平成28年4月28日までの予定で、開札日は12月18日となっております。

以上、県事業の工事の発注状況に関する報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、意見があればお受けいたします。

よろしいですか。

(な し)

委員長 ほかに、何か報告しておくことは。 井上観光産業課長。

観光産業 聖徳太子市について、報告をさせていただきたいと思います。
課長 平成21年度、2010年から始まった斑鳩市は、例年多くの来場者
で賑わい、町内外に多く認知されていたところでございます。

このような中、2021年に聖徳太子1400年御遠忌を迎える中、
聖徳太子をつうじた新たな縁でつながる物産展を開催し、さらなる斑鳩
町の観光・商工の充実・発展につなげるため、聖徳太子市に名称を変更
を行いました。

それで、開催日でございますけれども、1月16日の土曜日、17日
の日曜日には、聖徳太子市～冬の陣～を開催いたします。また、2月2
0日土曜日、2月21日日曜日には、聖徳太子市～斑鳩町に各地名産届
きます～ということで開催させていただきたいと思います。

以上、聖徳太子市についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 これ、当初予算でも斑鳩市については年1回から3回にということ
言うてはりましたけども、夏に1回やらはったのはあれですけども、こ
の1月と2月と連続でやるっていうふうに、この日程的には、何でこう
いう日程にされたんでしょう。どういう意図があるんでしょう。

観光産業 やはり冬場の観光の閑散期と時期を考えまして、その中で、年明けの
課長 1月の当初と、時間あまりないんですけども、その期間が一番の閑散期
というところで、この時期に設定させていただいております。

木澤委員 閑散期に、言うたら目玉をつくりたいという思いもあるかなと思うんですけど、季節によって特産物っていうのはまた違うかなというのがありますので、やっていく中で、そうした点についてもまたご検討いただければなど。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ほかに報告することはございませんか。

(な し)

委員長 以上で、各課報告事項についても終わらせていただきます。

次に、4番目として、その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 下司田池、今は町で管理してもうているのかなと思いますねんけど、過去に組合員やった人がね、水神さん祭ってあるねんけど、どんな取り扱いしてもうているねんやろと、こう言わはりますねんけど。

委員長 池田副町長。

副町長 恐らく祭ってあるのが、一番南側のほうかと思います。水利組合と話ししたときに、もうそれ、ちょっと今、僕、記憶していない、報告受けていないわけで、水利組合と話しされておると思いますが、水神さん自体を町で、まず、管理することができませんので、宗教の関係がございまして。それはもう町で管理できませんので、水利組合とその分については話はできておると思うんです。ですから、それをどこかへ、移転

先を探していただくとか、に、話はなっておると思うんですけども。それまではそこに置いておくということになってこようかと思います。よく、道路のところに地蔵さんが置いてありますわね、そういう格好になってこようかと思いますので、今は一応祭っているけども、それについては、恐らくたまに掃除したり、お祭りですからね、お花供えたりというのは水利組合やっておられると思いますけども、今後それについて、ちょっと、もう1回水利組合とお話しさせていただきたいと思います。

中川委員　もう組織も解散してはるしね、もう町で管理できやへんことであれば、神社へ返すのか、お寺へ返すのか、私もはっきりわかりませんが、もう、処理いうたら怒られるけどね、してもらわんと、町が管理する物件の中に、ずっとそれ、置いておいても、何かあったときにね、その責任になってもかなわんし、その辺、またちょっと、旧の役員さんとちょっと話ししておいてもらいたいと思います。お願いします。

委員長　ほかにございませんか。よろしいでしょうか。　小林委員。

小林委員　先ほどからまちの活性化ということでお話しされていて、ふと、関連して思ったんですけども、今、町のまちなか観光の関係ですね、今、まちなか観光景観、何か、補助金の関係、あれ、今年度、今どういう状況になっているのか、また、それとあわせまして、9月に報告のありました地域経済循環創造事業補助金か何か、10区画の分、あれもこの3か月でどういう動きがあったのか、ちょっとご報告いただきたいなと思います。

委員長　井上観光産業課長。

観光産業課長　まちなか観光景観形成事業の補助金につきましては、今年度7件の応募がありまして、順次、事業のほう、完成したものもございます。

地域循環のほうにつきましても、経済循環のほうにつきましても、順

次、工事等取りかかっておられまして、順調に進んでいるという状況でございます。

小林委員 法隆寺周辺の用途地区の規制緩和の関係で、常楽市で歩かせていただいたらパン屋さんがオープンされていたんですけど、あのパン屋さん、すみません、どの補助金を使われたのか、ちょっと教えていただきたいのと、それともう1点、今、ご報告にありました10区画のうち、今、順次改装されているっていうふうにおっしゃいましたけれども、それは、これ、審査っていうのはどういうふうな、審議会っていうか、どういうふうなメンバーで、この補助金が適正に。応募がありまして、その中で審査され、どのようなメンバーで審査されて、何件、今、改装工事されているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

観光産業課長 まず、パン屋さんの件なんですけども、これは、まちなか観光景観形成事業補助金のほうで、町のほうで補助を出している分で、外観だけの部分です。内観は当事者のほうでやっていただき、内装等はやっていただいているということでございます。

小林委員 駅前と法隆寺周辺の合計10区画というふうにな、3か月前にお話いただきまして、10区画ですので、10区画のうち、いま、何区画申請あって、通って、今どのような状況で。例えば、駅周辺3区画、法隆寺周辺7区画というふうにおっしゃいましたけども、それが今、どっちに何区画ずつ、着実に事業が進めているのかというか、そういうご報告も、斑鳩町の観光というか、活性化がどのようになっているのかという観点でお聞かせいただきたいなと思っております。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、委員、ご質問いただいておりますのは、法隆寺の駅前の7区画の。

(「3区画」と呼ぶ者あり)

都市建設
部長 失礼。駅前では3区画。お寺の、東大門の近くで10区画。

(「7区画」と呼ぶ者あり)

都市建設
部長 ああ、7区画。合計10区画。チャレンジショップのことのご質問か
と思いますけれども、ちょっと、具体的にですね、出店者がどこまで進
められているかは、ちょっと今のところ私どものほうではちょっと認識
をしていないところでございますので、また事業者のほうにも確認して
まいりたいと思います。

小林委員 すみません、ちょっと認識が間違っていましたけれども、地域経済循
環創造何とか事業いうて、この前、3か月前にご説明いただいたのは、
町のほうでお金は出すけれども、審査に関しては町のほうは関係してい
ないという認識でいいんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、地域経済循環型につきましては、総務省の補助金になっており
ます。それにつきましては、まず、その建物を店舗に、まずしますよ
と。それで、どれぐらいの店舗にしますよ、1店舗にする場合もある
し、今、今回のように、駅前3店舗、それで法隆寺で7店舗、その中で
区画やって、助成の、起業家の支援をしますよということで、総務省の
補助金になっておりまして、それで今、工事をされておるということで
ございます。申請者は、それに基づいて、その起業家を今現在募集をし
ておられるという、そのように聞いております。

申請者が全てこの7店舗するんじゃないくて、その中に、今、言われま
したように、起業家を募集しておられるということでございます。

小林委員 すみません、恥ずかしいな。3区画とか、7区画ということですね、1店舗の中に、例えば3区画があつたり、7区画があつたりするという認識ですね。

副町長 そうということです。法隆寺のほうも、古民家がございますので、それを改造して、申請では7区画をしますよということで補助金をもらっておられます。

委員長 よろしいですか。ちょっと私のほうから、今のちょっと質問の中でね、持ち主さんのほうは、その方々にしたら、その人の場合は補助金を申請されているのか、また、借りられるんでしたら、その借りられるまでの間は、家賃というのは発生するのか、ちょっとその辺を教えてください。

副町長 申請者は、借りられる方がされます。その中で、家賃をどうされるかといいますのにつきましては、こちらのほうでは把握はいたしておらない状況です。当然、常識的に考えたら、家賃は払われて、空家の解消にもなってくると、空家の有効活用をされると、こういうことでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 申請は、副町長、どこへしますの。補助金の申請は。

副町長 町経由の、総務省です。総務大臣の認定になっています。

中川委員 せやから、町が窓口ということは、今、何件申請出たるかっていうような、数の把握はできたのかな。

副町長　それはできておらない。当初の補助金の申請はされます。この場所
で、こういう建物で、補助申請をしますということで。あとの経過につ
いては、完了検査で総務省へ町経由で出すだけになってまいります。
今、当初申請が7区画でやっておられても、最後、例えばある人が2区
画使うてされた場合でしたら、6戸になりますわね、最終的には。区画
としては7区画されるけども、そういう結果になってこようかと思いま
す。

中川委員　営業しはる人が申請する言うたやんな。

副町長　営業しはる人って、それを改装して、この全体を計画された人が申請
者です。それで、中は、テナントなってきますので。

委員長　よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(な し)

委員長　ほかにもないようですので、それでは、継続審査についてお諮りいた
します。

お手元に配布しております閉会中の継続審査の申出書のとおり、当委
員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよ
う、よろしくお計らい、お願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしまし

た。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時14分 閉会)